

御代田町が管理する施設の感染防止対策の考え方

【新型コロナウイルス感染症御代田町対策本部】

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げを踏まえた感染防止対策		感染予防の内容	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	クラスター(患者集団)の発生しやすい3つの条件(リスク)	具体的対策・取り組み(3つの密を避ける工夫)
町民課	やまゆり保育園	園児：登園時検温を行う。 保護者：検温、消毒、マスク着用のうえ、園舎内に入る。 ●1月24日をもって登園自粛を解除した。 ●感染が拡大している地域への往来について、長野県の対応方針に基づき慎重に行うよう依頼する。	①登園時に検温を行う。37.5度以上の熱がある園児は利用できない。 ②保護者の皆さまが園舎内に入る場合は、検温、消毒、マスクを着用したうえで入る。 ③都道府県を跨ぐ移動については、長野県の対応方針に基づき、慎重に行動するよう依頼する。	換気の悪い密閉空間	一日4～5回の換気。極力窓の開放を行う。 除菌用噴霧器による除菌を行う。
				多数が集まる密集場所	屋内で一か所に集まらない、カリキュラムの策定雨天以外は、屋外活動を中心に行う。
				間近で会話や発声をする密接場面	
町民課	雪窓保育園	園児：登園時検温を行う。 保護者：検温、消毒、マスク着用のうえ、園舎内に入る。 ●1月24日をもって登園自粛を解除した。 ●感染が拡大している地域への往来について、長野県の対応方針に基づき慎重に行うよう依頼する。	①登園時に検温を行う。37.5度以上の熱がある園児は利用できない。 ②保護者の皆さまが園舎内に入る場合は、検温、消毒、マスクを着用したうえで入る。 ③都道府県を跨ぐ移動については、長野県の対応方針に基づき、慎重に行動するよう依頼する。	換気の悪い密閉空間	一日4～5回の換気。極力開放するように心がける。 除菌用噴霧器による除菌を行う。
				多数が集まる密集場所	屋内で一か所に集まらない、カリキュラムの策定雨天以外は、屋外活動を中心に行う。
				間近で会話や発声をする密接場面	
町民課	東原児童館	・放課後児童クラブ 1月24日をもって利用自粛を解除した。 ・自由来館 2月1日から再開する。	①来館時に検温を行う。37.5度以上の熱がある児童は利用できない。 ②保護者の皆さんが児童館内入る場合は、検温、消毒、マスク着用とする。 ③都道府県を跨ぐ移動については、長野県の対応方針に基づき、慎重に行動するよう依頼する。	換気の悪い密閉空間	一日4～5回の換気。極力開放するように心がける。 除菌用噴霧器による除菌を行う。
				多数が集まる密集場所	屋内で一か所に集まらないよう、指導を行う。 雨天以外は、屋外活動を中心に行う。
				間近で会話や発声をする密接場面	
町民課	大林児童館	・ひだまりっ子 ・合同ひだまりっ子 2月1日から再開する。	①来館時に検温を行う。37.5度以上の熱がある児童は利用できない。 ②保護者の皆さんが児童館内入る場合は、検温、消毒、マスク着用とする。 ③都道府県を跨ぐ移動については、長野県の対応方針に基づき、慎重に行動するよう依頼する。	換気の悪い密閉空間	一日4～5回の換気。極力開放するように心がける。 除菌用噴霧器による除菌を行う。
				多数が集まる密集場所	屋内で一か所に集まらないよう、指導を行う。 雨天以外は、屋外活動を中心に行う。
				間近で会話や発声をする密接場面	

御代田町が管理する施設の感染防止対策の考え方

【新型コロナウイルス感染症御代田町対策本部】

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げを踏まえた感染防止対策		感染予防の内容	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	クラスター(患者集団)の発生しやすい3つの条件(リスク)	具体的対策・取り組み(3つの密を避ける工夫)
町民課	井戸沢最終処分場	通常の受入れとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風邪症状がある場合は入場を禁止する。</li> <li>・不燃ごみについて、なるべく収集（水曜日）の利用を依頼する。</li> </ul>	換気の悪い密閉空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者が場内で一か所に集まらないよう、指導する。</li> <li>・周辺道路及び場内の安全に配慮しつつ場内入場者を制限（調整）する。</li> </ul>
				多数が集まる密集場所	
				間近で会話や発声をする密接場面	
建設水道課	雪窓公園 龍神の杜公園 やまゆり公園 しゃくなげ公園	密集、密接を避ける。咳エチケット、うがい、手洗いの励行。マスクの着用は人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保する。また、マレットゴルフ大会など催しを実施する場合は、参加者名簿の作成、感染防止対策を講じるよう主催者に要請する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間での利用</li> <li>・体調不良者は利用しない</li> <li>・催しの開催は、感染防止対策、参加者名簿の作成を主催者に要請する。</li> </ul>	換気の悪い密閉空間	密集して利用しない  間隔を空け、マスクを着用する。
				多数が集まる密集場所	
				間近で会話や発声をする密接場面	
産業経済課	信州みよたクラインガル テン大星の杜・面替 交流施設	次の場合を除き、施設及び備品の利用の全面禁止  【利用禁止の例外】 ①災害発生時等の指定避難所等としての利用 ②事故発生時等の緊急的な利用 ※②の場合、利用時に利用目的、人数等を産業経済課農政係に連絡することとする。		換気の悪い密閉空間	
				多数が集まる密集場所	
				間近で会話や発声をする密接場面	

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げを踏まえた感染防止対策		感染予防の内容	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	クラスター(患者集団)の発生しやすい3つの条件(リスク)	具体的対策・取り組み(3つの密を避ける工夫)
産業経済課	信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替ラウベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の対象地域との往來の自粛を要請</li> <li>・滞在者には、右記諸条件を遵守するよう要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会食、共同作業,不要不急の外出等の自粛</li> <li>・新規陽性者が多く発生している地域への訪問の慎重な検討</li> <li>・共同農機具使用時の手袋の着用、使用後の手洗い</li> </ul>	換気の悪い密閉空間	ガルテナー同士の交流（会食等）の自粛要請
				多数が集まる密集場所	ガルテナー同士の交流（会食等）の自粛要請
				間近で会話や発声をする密接場面	ガルテナー同士の交流（会食等）の自粛要請
教育委員会	御代田北小学校 御代田南小学校 御代田中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常授業</li> </ul> ※現時点で臨時休校の予定はないが、今後の状況により対応は変わる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭で健康観察、検温を行う。</li> <li>・昇降口で手の消毒を行う。</li> <li>・マスクを着用し、手洗い、うがい等を行い、換気を行う。（マスク作成を保護者に促す）</li> <li>・長時間、近距離での関わりなど、濃厚接触となるような場面を設定しない。</li> <li>・校内放送を活用し、密集しないようにする。</li> </ul>	換気の悪い密閉空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気を小まめに行う。</li> <li>・換気は2方向の窓を同時に広く開けて行い、衣服等による温度調整に配慮する。</li> <li>・ドアや窓はなるべく開けておく。</li> </ul>
				多数が集まる密集場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人数が長時間集まる集会などを行わない。</li> <li>・座席を可能な限り離す。</li> </ul>
				間近で会話や発声をする密接場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席を前に向けて着席する。</li> <li>・顔を突き合わせての活動は行わない。</li> <li>・長時間、近距離での関わりなど、濃厚接触となるような場面を設定しない。</li> </ul>
教育委員会	御代田町立図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月2日から県内在住者に限り、開館する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在は30分～1時間程度</li> <li>・貸出窓口に透明のビニールシートを設置</li> <li>・来館者は入管時に手指のアルコール消毒を徹底</li> <li>・定期的な換気</li> </ul>	換気の悪い密閉空間	定期的な換気（窓を開ける）
				多数が集まる密集場所	滞在不可（貸出・返却のみ） 30分くらい居るような方への声かけ
				間近で会話や発声をする密接場面	職員はマスク着用、検温の実施

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げを踏まえた感染防止対策		感染予防の内容	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	クラスター(患者集団)の発生しやすい3つの条件(リスク)	具体的対策・取り組み(3つの密を避ける工夫)
教育委員会	複合文化施設 まなびの館	・2月2日から県内在住者に限り、貸館を行う。	・あつもりホールの利用については収容人員(320人)の50%以下の160人までとする ・大会議室の利用については収容人員(80人)の50%以下の40人までとする	換気の悪い密閉空間	適宜、換気を行う
				多数が集まる密集場所	十分な間隔を確保、マスク着用・検温の実施等
				間近で会話や発声をする密接場面	十分な間隔を確保、マスク着用・検温の実施等
教育委員会	浅間縄文ミュージアム	・2月2日から県内在住者に限り、開館する。 ※体験学習は当面見合わせる	・常設展のみ開館とする。 ・受付窓口にアクリルのパーテーションを設置 ・利用者と密接する体験学習は実施しない。 ・他県との貸し借りを伴う企画展示は見合わせる。	換気の悪い密閉空間	資料環境の安定化のため実質的に換気は不可能であり、観覧者の距離を保つ。
				多数が集まる密集場所	当面は町内者のみに限定し、見学者の距離を保つ。団体見学は行わない。
				間近で会話や発声をする密接場面	利用者と密接する体験学習は、当面見合わせる。
教育委員会	中学校体育館	・2月2日から県内在住者に限り、貸出を行う。	・収容人員の50%以下とする。	換気の悪い密閉空間	適宜、換気を行う
				多数が集まる密集場所	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する場合によって、人数制限する
				間近で会話や発声をする密接場面	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	中学校校庭	・2月2日から県内在住者に限り、貸出を行う。	・50人を超える利用には貸し出さない。	換気の悪い密閉空間	
				多数が集まる密集場所	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する場合によって、人数制限する
				間近で会話や発声をする密接場面	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する

御代田町が管理する施設の感染防止対策の考え方

【新型コロナウイルス感染症御代田町対策本部】

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げを踏まえた感染防止対策		感染予防の内容	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	クラスター(患者集団)の発生しやすい3つの条件(リスク)	具体的対策・取り組み(3つの密を避ける工夫)
教育委員会	南小学校体育館	・2月2日から県内在住者に限り、貸出を行う。	・収容人員の50%以下とする。	換気の悪い密閉空間	適宜、換気を行う
				多数が集まる密集場所	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する 場合によって、人数制限する
				間近で会話や発声をする密接場面	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	南小学校校庭	・2月2日から県内在住者に限り、貸出を行う。	・50人を超える利用には貸し出さない。	換気の悪い密閉空間	
				多数が集まる密集場所	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する 場合によって、人数制限する
				間近で会話や発声をする密接場面	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	北小学校体育館	・2月2日から県内在住者に限り、貸出を行う。	・収容人員の50%以下とする。	換気の悪い密閉空間	適宜、換気を行う
				多数が集まる密集場所	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する 場合によって、人数制限する
				間近で会話や発声をする密接場面	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	北小学校校庭	・2月2日から県内在住者に限り、貸出を行う。	・50人を超える利用には貸し出さない。	換気の悪い密閉空間	
				多数が集まる密集場所	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する 場合によって、人数制限する
				間近で会話や発声をする密接場面	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する

御代田町が管理する施設の感染防止対策の考え方

【新型コロナウイルス感染症御代田町対策本部】

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げを踏まえた感染防止対策		感染予防の内容	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	クラスター(患者集団)の発生しやすい3つの条件(リスク)	具体的対策・取り組み(3つの密を避ける工夫)
教育委員会	社会体育施設	・2月2日から県内在住者に限り、貸出を行う。	・収容人員の50%以下とする。	換気の悪い密閉空間	適宜、換気を行う
				多数が集まる密集場所	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する場合によって、人数制限する
				間近で会話や発声をする密接場面	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
議会事務局	議場 委員会室	定例会及び毎月の常任委員会は通常通り開催する。	①議員、職員はマスクを着用する。 ②手指及び施設内の消毒・定期換気の実施。 ③委員会室での会議は座席の間隔を確保する。 (各委員会別日開催) ④傍聴をご遠慮いただき、町民ホール及びインターネット配信にて傍聴いただく。	換気の悪い密閉空間	1時間ごとに換気を行う。
				多数が集まる密集場所	可能な限り間隔を開けて席を設ける。
				間近で会話や発声をする密接場面	傍聴をご遠慮いただく。
保健福祉課	町保健センター	通常どおり保健事業に限り使用する。 * 国、県の指導に従い、緊急事態宣言等の状況に応じ事業延期する。	対象者には、参加前の検温と発熱、咳、そのかぜ症状がある時には欠席いただくよう通知をする。 参加者には、咳エチケット及び入場前に手指のアルコール消毒の徹底をお願いする。	換気の悪い密閉空間	空調を換気モードに設定し、1時間おきに窓を開け換気を行う。もしくは常に窓を開けておく。
				多数が集まる密集場所	時間差受付等を実施し、参加人数を減少させる。
				間近で会話や発声をする密接場面	スタッフはマスクを着用し、参加者にもできるだけマスクの着用をお願いする。
総務課	町が設置した各区の 集会施設 (各区公民館等)	施設利用者の制限 ・町民と登録団体の使用に限る  «注意» 避難所に指定されている施設で、避難所として使用する場合は除く。	●短時間での開催 ●必要最低限の人数 ●体調不良者は参加させない ●マスクの着用、手洗い・手指の消毒の励行、身体的距離2m(最低でも1m)の確保 ●換気の徹底。 ●施設利用前後の共用部分の消毒、机・椅子等の備品の消毒を行う。 ●会議等参加者の名簿を作成	換気の悪い密閉空間	・利用時間に応じて、適宜に換気を行う。 ・利用前後の施設及び備品等のアルコール消毒を行う。
				多数が集まる密集場所	・大人数が長時間集まる集会等は行わない。 ・役員及び関係者のみの少人数制で短時間に行う。
				間近で会話や発声をする密接場面	・座る際は、席間を空ける。 ・間近での会話を避ける。 ・必ずマスクを着用する。

御代田町が管理する施設の感染防止対策の考え方

【新型コロナウイルス感染症御代田町対策本部】

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げを踏まえた感染防止対策		感染予防の内容	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	クラスター(患者集団)の発生しやすい3つの条件(リスク)	具体的対策・取り組み(3つの密を避ける工夫)
消防課	御代田町消防団分団詰所	使用目的を限定する。 ・災害時の参集及び待機 ・資機材点検時 使用時の留意点を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者限定（消防団員のみ）</li> <li>● 詰所入室記録簿の記入及び検温、手指アルコール消毒を徹底する。</li> <li>● 政府の緊急事態宣言の対象地域との往来自粛</li> <li>● 夜警(巡回)の実施に当たっては、終了後速やかに解散し、詰所での待機はしない。</li> <li>● 大人数での食事は原則自粛とする。消防団活動に際し、軽食を取る必要がある場合は、一度に食事をする人数を概ね4名以内とするなど分散する。</li> </ul>	換気の悪い密閉空間	車庫内での作業時は、シャッター開放。
				多数が集まる密集場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内の定期的な換気の実施。 ※ 1時間に1回（5～10分程度）</li> <li>・手洗い、うがい、咳エチケットの励行</li> <li>・マスク着用</li> <li>・風邪症状の団員の入室禁止</li> </ul>
				間近で会話や発声をする密接場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座る際は、席間を空ける。</li> <li>・間近での会話や発声を避ける（最小限に）。</li> </ul>
御代田消防署	佐久広域連合消防本部 御代田消防署 ※ 2階会議室以外	通常運用	風邪症状がある職員は療養休暇 来庁者名等の記入及び検温、手指アルコール消毒 政府の緊急事態宣言の対象地域との往来自粛	換気の悪い密閉空間	・定期的なドア開放による換気の実施。
				多数が集まる密集場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内の定期的な換気の実施。 ※ 1時間に1回（5～10分程度）</li> <li>・手洗い、うがい、咳エチケットの励行</li> <li>・接客カウンター及び机等の使用後のアルコール消毒</li> <li>・朝礼・引継ぎを最小人員で行う。</li> <li>・引継ぎ終了後は速やかに退庁する（非番者）</li> <li>・食事は、皿盛りにせず、個別に分ける。</li> </ul>
				間近で会話や発声をする密接場面	
御代田消防署	佐久広域連合消防本部 御代田消防署 ※ 2階会議室	施設利用者の制限 ・消防署員による会議及び訓練等 ・消防団幹部会議 ・消防委員会 ・危安協、防管協 ・入札	風邪症状がある場合は入室禁止	換気の悪い密閉空間	
				多数が集まる密集場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用前後の手指アルコール消毒。</li> <li>・居室内の定期的な換気の実施。</li> <li>・使用後のテーブル等のアルコール消毒。</li> </ul>
				間近で会話や発声をする密接場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用後の手洗い、うがいの実施。</li> <li>・着座の場合は、席間を空ける。</li> </ul>